

浜松市水田病虫害防除対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、市内の農地において発生しているスクミリンゴガイ(リンゴガイ科の一種。以下「ジャンボタニシ」という。)の生息域拡大と食害を防止するため、防除の取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象農地 次のいずれにも該当する農地とする

ア 市内で水稻等の耕作をしている水田

イ 第3条に規定する補助対象者が所有する又は適法に貸借されている水田

ウ 農作業等受託契約等による権原のある水田

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者(以下「補助対象者」という。)とする。

(1) 対象農地において第4条に規定する補助事業に取り組む個人又は農業者団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る)であること

(2) 市税を完納していること

(3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、対象農地におけるジャンボタニシの防除を目的とした、別表に定める防除資材の購入及び散布を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、別表に定める防除資材の購入費（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。ただし、散布時に係る費用等は含まない。

(補助金の金額)

第6条 補助の金額は、補助対象経費の3分の1以内の額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、対象農地の面積1aあたり130円を乗じた額を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める事業期間内に事業を実施し、事業完了後、すみやかに水田病虫害防除対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる各号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第3号様式）
- (3) 事業を実施したことがわかる写真等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(交付の決定及び条件)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、必要があると認める場合は現地調査等を行い、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定及び交付の確定を行い、当該申請者に対し、補助金交付決定兼交付確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付すものとする

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと
- (2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと
- (3) 第11条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、第11条第2

項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと

- (4) 第11条第2項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること
- (5) 補助金の収支に関わる帳簿を整え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、補助金交付を受けた年度終了後5年間保管しなくてはならないこと
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(帳簿の整備等)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業が完了した年度の翌年度から5年度間、保管しておかなければならない。

(補助金の請求)

第10条 第8条第1項の補助金交付決定通知書兼交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長が定める時期までに、市長に対し、補助金交付請求書(第5号様式)により補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の規定による交付の決定及び交付の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定及び交付の確定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市の処分に違反したとき
 - (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 2 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定及び交付の確定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定及び交付確定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定兼確定取消通知書及び返還命令書(第6号様式)により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第12条 補助事業者は、前条第3項の規定による返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表（第4条及び第5条関係）

防除資材

種類	登録番号	商品名
メタアルデヒド粒剤	第 22153 号	スクミノン
	第 23460 号	ジャンボたにしくん
	第 23461 号	スクミノンメイト
	第 23037 号	ジャンボタニシ退治粒剤
	第 22154 号	スクミノン5
	第 23412 号	メタレックス RG 粒剤
リン酸第二鉄粒剤	第 23398 号	スクミンベイト3
	第 23838 号	スクミンブルー
チオシクラム粒剤	第 23162 号	スクミハンター
カルタップ粒剤	第 11188 号	パダン粒剤4

備考 要綱に定めていない防除資材については別途協議とするが、原則ジャンボタニシの防除のみを目的としたものであること。

（あて先）浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください）

補助金交付申請書兼実績報告書

年度浜松市水田病虫害防除対策事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請及び実績報告します。

記

1 事業概要

資材名	
散布済資材数 （袋数又はkg）	
補助対象経費	金 円
交付申請額	金 円

（注1） 散布資材の種類が複数ある場合は、それぞれの資材名と散布済資材数が分かるよう記載すること

（注2） 「補助対象経費」は、消費税及び地方消費税を除く。散布資材の種類が複数ある場合は合算して記入すること

2 散布農地に関する確認（該当する場合は下記に☑を記入）

1 事業概要欄に記載した資材は、浜松市水田病虫害防除対策事業費補助金交付要綱第2条の規定に該当する農地に散布します。

3 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

浜松市水田病虫害防除対策事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

4 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

浜松市水田病虫害防除対策事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）

第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ・暴力団員等と密接な関係を有する者
 - ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

第2号様式（第7条関係）

事業実績書

1 散布水田一覧

農地地番	面積(a)	散布資材名	散布済資材数 (袋数又はkg)	散布期間
				～

2 事業費内訳

総事業費	円	総事業費 負担区分	市補助金	円
			自己資金	円
備考				

(注1)「総事業費」「自己資金」は、消費税及び地方消費税を含む。

(注2)「市補助金」は、消費税及び地方消費税を除く。

3 添付書類

- (1) 実施期間中に申請者が防除資材を購入し、支払いを行ったことがわかるもの（領収書や振込明細等）
- (2) 薬剤名、個数、単価等がわかるもの（納品書、レシート等）
- (3) 規約、構成員名簿、通帳の写し（農業者団体の場合）
- (4) 自身が上記1の散布水田において耕作をしていることがわかる書類（農作業等受託契約等）（認定農業者以外の場合）

様

浜松市長

補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付け申請のあった補助金交付申請書兼実績報告書を審査した結果、下記金額を 年度浜松市水田病虫害防除対策事業費補助金として決定及び確定します。

記

1 補助金の交付金額

金 円

2 交付の条件

- 1 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- 2 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- 3 第11条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、第11条第2項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- 4 第11条第2項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- 5 補助金の収支に関わる帳簿を整え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、補助金交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地
名称
代表者氏名

補助金交付請求書

年度浜松市水田病害虫防除対策事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額

金額	拾万	万	千	百	拾	円
----	----	---	---	---	---	---

2 補助金の振込先口座

振込先金融機関名		預金種別及び口座番号	
銀行	本店	普通預金	第 号
金庫	支店	当座預金	
農協	営業部		
	出張所		
口座名義人	(ふりがな)		
	氏名		

第6号様式（第11条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた浜松市水田病虫害防除対策事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第18条の規定により次のとおり返還を命じ、通知します。

記

1 返還を命ずる額

2 交付金額 金 円

3 交付年月日 年 月 日

4 返還を命ずる理由

5 返還期限 年 月 日